

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年7月25日

奈良県福祉医療部医療政策局長

通山雅司

(公印省略)

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務

(2) 業務の目的

この事業は、県民の歯科疾患予防等、歯・口腔の健康を維持向上させる観点から、地域における8020（ハチマル・ニイマル）運動の目的を達成するために必要な事業を行うとともに、歯科口腔保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

- ① 母子歯科保健従事者研修事業
- ② 学校歯科保健担当者研修事業
- ③ 障害児歯科相談事業
- ④ 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業

(4) 委託料上限額

金1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。

- ※1 本事業は、国の医療施設運営費等補助金を活用して行うため、委託契約の対象経費は、国の医療施設運営費等補助金交付要綱に対象経費として認められている内容に限る。
- ※2 「① 母子歯科保健従事者研修事業」、「② 学校歯科保健担当者研修事業」及び「③ 障害児歯科相談事業」部分は金730,000円（消費税及び地方消費税を含む）を委託料の上限とする。
- ※3 「④ 高齢者障害者入所施設職員歯科口腔保健研修事業」部分は、金1,250,000円（消費税及び地方消費税を含む）を委託料の上限とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する、令和6年度8020運動普及啓発事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、責任の所在を明確にする観点から共同提案は受け付けない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）

に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号、以下「旧法」という。）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 県税（奈良県内に本店、支店等を有しない法人の場合は本店所在地の法人事業税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 法人であること。
- (8) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (9) ①から⑧までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - ② 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ 下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) 公告日から過去 5 年間以内に、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が構成員となっている団体（実行委員会等）の歯科口腔保健業務を受託して誠実に履行した実績を有していること。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 一以上の審査項目に記載がないとき
- (7) 上限額を超える金額の見積書が提出されたとき。
- (8) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地
奈良県 福祉医療部医療政策局 健康推進課 健康長寿係
電話番号 0742-27-8662
ファクシミリ 0742-22-5510
- (2) 仕様書の配布
令和6年7月25日（木）から8月19日（月）までの間に、（1）の担当部局又はインターネットの「奈良県健康推進課ホームページ」から入手するものとする。
- (3) 令和6年度8020運動普及啓発事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の配布
令和6年7月25日（木）から8月19日（月）までの間に、（1）の担当部局又はインターネットの「奈良県健康推進課ホームページ」から入手するものとする。
- (4) 参加申込書、類似業務受注実績及び添付資料等の提出
令和6年8月19日（火）までに4（1）の担当部局に提出する。
詳細は4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。
- (5) 企画提案書等の提出
令和6年8月26日（月）までに4（1）の担当部局に提出する。
詳細は4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。
- (6) 質問の受付
令和6年8月9日（金）午後5時までに4（1）の担当部局に提出する。
詳細は4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

本募集要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、令和6年度8020運動普及啓発事業業務委託審査委員会（以下「選定委員会」という。）が評価点方式により評価を行う。プレゼンテーション審査会は令和6年8月29日（木）を予定。
詳細は4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。

6 受託者との契約

4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。

7 その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 本業務の詳細は、4の（3）により配布する実施要領に示すところによる。